平成３０年（フ）第１３９号
大分市大字三芳2056番地の３
債務者　有限会社二月一四日
代表者代表取締役　直井　宏樹
１　決定年月日時　平成30年４月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平山　秀生
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月６日午前11時
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第３９３号
京都市中京区東洞院通蛸薬師下る元竹田町631番地２ＴＨＥ　ＲＥＳＩＤＥＮＣＥ京都東洞院四条1002号
債務者　医療法人悠涼会
代表者理事長　河内　　敏
１　決定年月日時　平成30年５月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池上　哲朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月22日午後１時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５４６号
名古屋市千種区四谷通２丁目13番地
債務者　株式会社アリアホーム
代表者代表取締役　野島　俊一
１　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森戸　尉之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午前10時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第４２９号
福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須160番地１　アイタス福岡　1008号、前住所福岡県大野城市上大利１丁目１番22―907号　大野城住宅
債務者　犬塚　和男
１　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鳥居　玲子
４　破産債権の届出期間　平成30年５月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５０号
松江市大庭町165番地２
債務者　藤原　　勝
１　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福田　真也
４　破産債権の届出期間　平成30年５月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１４号
青森県五所川原市字蓮沼14番地　市営住宅６―21、旧住所青森県五所川原市字大町２番地９
債務者　鳴海三千男
１　決定年月日時　平成30年４月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹中　　孝
４　破産債権の届出期間　平成30年５月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月16日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成３０年（フ）第１８号
千葉県茂原市高師町２丁目３番地13
債務者　所谷　　憲
１　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮嶋　康明
４　破産債権の届出期間　平成30年５月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月25日午前11時
６　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成３０年（フ）第２９号
千葉県いすみ市大原10940番地４
債務者　龍泉堂ばらっくハウス・タケダこと竹田　勝雄
１　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梨本　　勝
４　破産債権の届出期間　平成30年５月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月25日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成３０年（フ）第３９４号
京都市北区小山上初音町22番地２、前住所京都市中京区東洞院通蛸薬師下る元竹田町631番地２　ＴＨＥ　ＲＥＳＩＤＥＮＣＥ　京都東洞院四条　1002号
債務者　河内　　敏
１　決定年月日時　平成30年５月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池上　哲朗
４　破産債権の届出期間　平成30年６月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月22日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５号
宮城県気仙沼市滝の入７番45号
債務者　生駒　良樹
１　決定年月日時　平成30年４月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　及川　　毅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成３０年（フ）第６１号
秋田県潟上市天王字上の台43番地９
債務者　小川　浩彰
１　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　史明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７６号
秋田市新屋比内町64番１号
債務者　渡邊　　孝
１　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴田　隆志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７４７号
京都市右京区太秦椙ケ本町５番地　ヴィラ椙ヶ本203
債務者　家永　謙介
１　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山田　智久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２６７号
京都市上京区黒門通出水下る北蟹屋町663番地フラット黒門　102
債務者　宮本　卓哉
１　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉松　裕子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第９３号
高知県土佐市用石53番地　ハイツエスポアール201
債務者　山崎　道代
１　決定年月日時　平成30年４月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大村　耕作
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
高知地方裁判所破産係